

猿島郡境町大歩 1 6 8 4 - 1

ヒサマツエンジニアリング (株) 殿

茨城県知事

大井川 和彦



特定建設業の許可について (通知)

令和 4 年 1 2 月 7 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号 茨城県知事許可 (特-04) 第 36503号

許可の有効期間 令和 5 年 1 月 1 7 日 から 令和 1 0 年 1 月 1 6 日 まで

建設業の種類

電気工事業
機械器具設置工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 : 令和 9 年 1 2 月 1 7 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

監 第 820 号
令和 5 年 1 月 1 7 日

猿島郡境町大歩 1 6 8 4 - 1

ヒサマツエンジニアリング (株) 殿

茨城県知事

大井川 和彦



一般建設業の許可について (通知)

令和 4 年 1 2 月 7 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 茨城県知事許可 (般 - 04) 第 36503 号

許可の有効期間 令和 5 年 1 月 1 7 日 から 令和 1 0 年 1 月 1 6 日 まで

建設業の種類

管工事業
電気通信工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 : 令和 9 年 1 2 月 1 7 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

西セ環保 第 398号

平成30年10月26日

ヒサマツエンジニアリング 株式会社 殿

茨城県県西県民センター長



電気工事業開始届出受理通知書

電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定に基づく電気工事業開始届出書を受理したことを下記のとおり通知します。

記

- 1 届出の年月日 平成30年10月26日
- 2 通知受理番号 茨城県(西)届出 第300014号
- 3 電気工事の種類 一般用電気工作物に係る電気工事